解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年五月十五日開催の理事会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十九年十一月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十一日

神戸市中央区北長狭通四丁目七番二〇号
医療法人財団バルモア病院
清算人　北井　歩

解散公告（第三回）

当基金は、平成三十年一月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十一日

大阪府大阪市西区西本町一―三―一五大阪建大ビル五階
大阪府水道工事業厚生年金基金
代表清算人　前田　隆司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月三十一日

沖縄県豊見城市字名嘉地一一二番地の一
医療法人からし種会
清算人　眞境名豊次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市幕西町六三番地、最後の住所北海道室蘭市小橋内町二丁目六番一六号
被相続人　亡　佐々木講一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階　伊達噴火湾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市宮守町下鱒沢三二地割一八九番地、最後の住所岩手県遠野市宮守町下鱒沢三二地割一九〇番地四
被相続人　亡　菅原　秀二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

岩手県盛岡市中央通三丁目一七番七号　北星ビル三階　北奥法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小保内義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市田人町黒田字赤仁田五四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　緑川　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

二〇一八年一月三一日

福島県いわき市平字堂根町四番地一戸部商事株式会社堂根町ビル二〇一ひろ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　毛利　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市平磯町一〇四二番地、最後の住所茨城県ひたちなか市平磯町一〇三四番地
被相続人　亡　根本　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号サーパス大町
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字三室一二九九番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渡邉登志雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町一丁目三番一五号
鳩ヶ谷本町商店街振興組合会館一階
相続財産管理人　弁護士　大熊三奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷五九六番地一、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷五九六番地
被相続人　亡　古川　亘宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

埼玉県川越市菅原町三―六　新井賢治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新井　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市一ノ割二丁目二七四番地四、最後の住所埼玉県春日部市一ノ割二丁目二番一号
被相続人　亡　野辺　和治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

事務所埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号　獨協地域と子ども法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川原　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市県一丁目一九七七番地五、最後の住所埼玉県越谷市大字大里三九六番地一レオパレスエスポワールⅡ一〇七
被相続人　亡　小林　淳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

事務所東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一六階さくら共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　日野　慎司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市末広町三〇三一番地、最後の住所神奈川県秦野市末広町二番三号
被相続人　亡　美濃川哲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四　ＴＹＳ五〇四ビル二〇二足柄上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笠間圭一郎

第13期決算公告

平成29年12月1日

さいたま市大宮区高鼻町1丁目25番地1
共栄建設株式会社
代表取締役　相馬　憲生

貸借対照表の要旨
（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	688,169	流動負債	310,641
固定資産	42,791	固定負債	277,114
有形固定資産	3,150	株主資本	143,205
無形固定資産	2,458	資本金	40,000
投資その他の資産	37,182	利益剰余金	103,205
		利益準備金	320
		その他利益剰余金	102,885
		（うち当期純利益）	(5,306)
資産合計	730,960	負債・純資産合計	730,960